

議員提出第 1 号議案

足立区生業資金貸付条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 3 条第 1 項の規定により提出する。

平成 2 4 年 2 月 2 2 日

提 出 者

足立区議会議員	伊 藤 和 彦
同	針 谷 み き お
同	ぬ か が 和 子
同	さ と う 純 子
同	鈴 木 けんいち
同	浅 子 け い 子
同	は た の 昭 彦

足立区議会議長 吉 岡 茂 様

(提案理由)

廃止された足立区生業資金貸付条例を復活・拡充することにより、一般金融機関から融資を受けることが困難な区民に対し必要な生業資金を貸し付け、その生活の安定と福祉増進を図るため、本議案を提出する。

足立区生業資金貸付条例

（目的）

第1条 この条例は、一般金融機関から融資を受けることが困難な区民に対し、独立の生計を立てるために必要な生業資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

（貸付けの資格）

第2条 資金の貸付けを受けることのできる者は、生活保護法による保護を受けるおそれがあるか、又は現在保護を受けている者のうち、この資金を借り受けることにより生活扶助を受けないで済む状態にある者で、次の各号の要件を備えていなければならない。

- （1） 区内に引き続き1年以上居住していること。
- （2） 主としてこの貸付金による事業によって生計を立てること。
- （3） 事業計画が具体的、かつ实际的で、事業が直ちに開始できること。
- （4） 特別区民税を完納していること。ただし、法令により課税されなかった者はこの限りではない。
- （5） 確実な連帯保証人があること。
- （6） この条例又は足立区生業資金貸付条例を廃止する条例（平成23年足立区条例第49号）による廃止前の足立区生業資金貸付条例（以下「旧条例」という。）による資金の貸付けを受けた者は、その償還金を完済していること。

（貸付金の限度額）

第3条 資金の貸付金額は、1世帯につき200万円以内とする。

（貸付利率）

第4条 資金の貸付利率は、規則で定める。ただし、資金を貸し付けた日から6カ月間（以下「据置期間」という。）は、無利子とする。

(貸付期間)

第 5 条 資金の貸付期間は、据置期間を含み 5 年 6 月以内とする。

(貸付申込み)

第 6 条 資金の貸付けを受けようとする者は、別に定めるところに従い、貸付申込書を区長に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第 7 条 区長は、前条の貸付申込書の提出があった場合は、足立区生業資金貸付審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て、貸付けを決定する。

2 前項の審査委員会に関する事項は、区長が別に定める。

(貸付決定の取消し)

第 8 条 区長は、貸付申込人が、貸付決定の公示後 3 0 日以内に所定の手続を完了しないときは、貸付けの決定を取り消すことができる。

(償還方法)

第 9 条 資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、貸付金を原則として割賦償還しなければならない。

(一時償還)

第 1 0 条 区長は、借受人が次の各号に該当する場合は、貸付金の全部又は一部の一時償還を命ずることができる。

(1) 貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき。

(2) 偽りの申請又は不正な手段により貸付けを受けたとき。

(3) 貸付金によって得た財産を不当に処分したとき。

(4) 事業を中止したとき。

(5) 区外に転居したとき。

(6) 償還金の支払を怠ったとき。

(償還延滞金)

第 1 1 条 区長は、借受人が第 9 条及び前条による償還金を期限までに支払わない場合は、延滞元金について年 1 0 . 9 5 パーセントの割合

で延滞金を徴収する。ただし、割賦で償還する金額ごとに算定した延滞金の額が1,000円未満の場合は、延滞金を徴収しない。

（償還期限の延期）

第12条 区長は、特別の事由があると認めたときは、償還期限を延期することができる。償還延期の期間中は無利子とする。

（償還金の減免）

第13条 区長は、やむを得ない事由があると認めたときは、貸付元金、利子及び延滞金を減免することができる。

（連帯保証人）

第14条 第2条第5号に規定する連帯保証人は、次の各号に定める要件を備えていなければならない。

（1） 原則として、区内に引き続き1年以上居住していること。

（2） 一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる者であること。

（3） 貸付申込人と別世帯を構成する者であること。

（4） 保証能力が充分と認められること。

（5） 特別区民税を完納していること。

（6） この条例又は旧条例による資金の貸付けを受け、又はこれを保証していないこと。

（委任）

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。